

介護予防日常生活支援総合事業における 新たな通所型サービスの実施について



東近江市地域包括支援センター

令和6年5月15日（水）

単価改定のスケジュール

令和6年

4月 単価改定

A 2 : 国基準に変更

A 4 : 基本単価引き上げ

A 7 : 基本単価引き上げ、入浴加算廃止

6月 A 6 サービス開始

A 2 : 処遇改善加算の一本化

A 7 : 処遇改善加算の一本化

10月 単価改定

A 7 : 加算廃止

訪問型サービス : A 2 (従前相当) A 4 (基準緩和 : 生活援助)

通所型サービス : A 6 (従前相当) A 7 (基準緩和)

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

通所型
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）事業対象者・要支援1	1,798単位
（2）事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

（1）事業対象者・要支援1	436単位
（2）事業対象者・要支援2	447単位

（※） については、令和6年6月に見直しを行った事項。

（※1）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※2）ロ（1）については1月につき4回まで、ロ（2）については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	92/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	90/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	80/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)（1月につき）	81/1000 から33/1000

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

（※3）(1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、(4) 74/1000、(5) 65/1000、(6) 63/1000、(7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、(10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、(13) 44/1000、(14) 33/1000

通所型サービス（A 6）の算定構造

1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1,798 単位
	1798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59単位
	事業対象者・要支援 2		3,621単位
	3621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位
1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで		436単位
	事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで		447単位

※月 4 回、月 8 回を超えた場合それぞれに月単価を使用する。

通所型サービス（A 6）の加算

通所型独自生活向上グループ活動加算

通所型独自サービス若年性認知症受入加算

通所型独自サービス栄養アセスメント加算

通所型独自サービス栄養改善加算

通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ

通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ

通所型独自一体的サービス提供加算

通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1

通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2

通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1

通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2

通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1

通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2

通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ

通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ

通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ

通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ

通所型独自サービス科学的介護推進体制加算

※運動機能向上加算は、基本単価に包括化

一体的サービス提供加算（新設）

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要

【介護予防通所リハビリテーション】

- 予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
 - イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

運動器機能向上加算 225単位/月
選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位
選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位



<改定後>

廃止（基本報酬に包括化）
廃止（栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）
一体的サービス提供加算 480単位/月（新設）

算定要件等

- 以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。（新設）
 - ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
 - ・ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
 - ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

令和6年10月より廃止する加算（A7）

若年性認知症受入加算

生活向上グループ活動加算

運動器機能向上加算

栄養アセスメント加算

栄養改善加算

口腔機能向上加算

口腔・栄養スクリーニング加算

生活機能向上連携加算

事業所評価加算

科学的介護推進体制加算

サービス提供体制加算

処遇改善加算

処遇改善加算のイメージ

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでペースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するペースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 (介護職員等 処遇改善加算)	Ⅰ 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		Ⅱ 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ← ダグループごとの配分ルール 【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		Ⅲ 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ ・ 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ペースアップ等

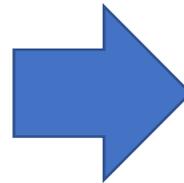
※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

訪問型サービス（A2） 処遇改善加算

訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ
訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ
訪問型独自サービスベースアップ等支援加算

一本化



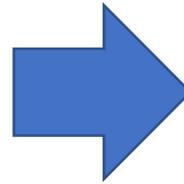
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14

基準緩和サービス（A 7） 処遇改善加算

現行

介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅰ 1
介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅰ 2
介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅱ 1
介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅱ 2
介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅲ 1
介護予防通所サービス1 処遇改善加算Ⅲ 2
介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1
介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2
介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1
介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2
介護予防通所サービス1 ベースアップ等支援加算 1
介護予防通所サービス1 ベースアップ等支援加算 2

一本化



令和6年6月以降

通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4